

## 男女の賃金の差異について

女性活躍推進法より男女の賃金の差異について情報公開します。

### 【男性の賃金に対する女性の賃金の割合】

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	74.8%
正規社員	75.0%
非正規社員	119.6%

対象期間:令和5事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、通勤手当、賞与等を含み、退職手当を除く。

正規社員:出向者については、他社から当社への出向者を除き、当社から他社への出向者を含む。

非正規社員:準社員、期間社員を含み、派遣社員を除く。